

「（仮称）八千代市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子」に寄せられたご意見と市の考え方

No	ページ	骨子	ご意見	ご意見に対する市の考え方	素案変更の有無	変更後	変更前
1			本条例(案)骨子について本市独自の取組み内容等があれば、その内容等についても記載をして頂きたい。又、独自取組み内容がない場合にはその旨についても記載をして頂きたい。	貴重なご意見ありがとうございます。 本市で今回制定を目指しているような犯罪被害者等の支援に関する条例は、各市町村の支援理念等と同様のものを規定しているものであり、本市独自の取組み内容等については、現段階では、想定していません。	無	—	—
2	P1 1 条例制定の背景	1 条例制定の背景 国は、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」を制定し、犯罪被害者等支援政策が進められています。令和5年度から6年度にかけて開催された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」では、地方において犯罪被害者等支援を充実させるためには、生活を支援する制度・サービスを所管する市区町村の果たすべき役割は大きいと提言されています。 千葉県では、令和3年度に「千葉県犯罪被害者等支援条例」を施行し、令和4年3月には、被害者支援を総合かつ計画的に推進するため「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しているところです。そのような近年の犯罪被害者等支援の流れを受け、本市においても被害者等に寄り添った支援を行い、市民等が安心して暮らすことのできる地域社会を目指すため、「（仮称）八千代市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。	条例設定の背景に記載されている「犯罪被害者等基本法」「地方における途切れない支援の情報の提供体制の強化に関する有識者検討会」「千葉県犯罪被害者等支援条例」「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」の要点を巻末等を設けて記載をして頂きたい。その理由は、誰でもが犯罪に巻き込まれる可能性があり、事前にその内容を知っていることはそれなりに意義があると考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見にあるような、法、有識者検討会、千葉県の状況等の情報をどのように発信していくかに関しましては、今後の本市の体制づくりとして検討してまいります。	無	—	—
3	P1 3 (5) 関係機関等	(5) 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。	関係機関等に記載されている民間団体等の団体名等を記載をして頂きたい。	貴重なご意見ありがとうございます。 「関係機関等」の1つとして想定している「民間団体等」は、犯罪被害者等の支援を主な事業活動としている民間団体を想定しているところであり、具体的な団体名等は、現時点では控えさせていただきます。	無	—	—
4	P4 7 (3) 人材の育成	(3) 人材の育成 犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な施策を行うものとします。	人材の育成についての施策について具体的内容(例えば、定期的に市民向けの講習会等の開催)の記載はできませんか。	貴重なご意見ありがとうございます。 今回頂きましたご意見を含め、条例が制定された場合における具体的な施策については引き続き検討していくこととなります。	無	—	—

No	ページ	骨子	ご意見	ご意見に対する市の考え方	素案変更の有無	変更後	変更前
5	P4 8 スケジュール	<p>8 スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年11月 条例（案）の骨子に対する意見募集の実施 ・ 令和8年 2月 令和8年第1回定例会へ条例案の提出 ・ 令和8年 4月 条例施行 	<p>スケジュールについて 令和8年4月条例施行と記載されているが、令和8年3月に議会（令和8年の1回目）が開催され議会で議員の承認が取れ条例施行になりますか。スケジュール的にはタイトとなりませんか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 スケジュールについては、議会での承認後、市役所及び各支所、連絡所の掲示板に告示するほか、市HPや広報やちよでの周知を行い、4月1日に施行する予定としております。</p>	無	—	—